



特集 原村の庚申塔

村内の随所で見られる庚申信仰の石造物を紹介します。

村 内には約2,073基と数多くの石造物があり、日々随所で目にするのではないだろうか。

昭和48年から平成17年にかけて行われたほ場整備事業によって村内の地形は変わり、道端や田畑の脇にあった石造物は各地区公民館前等の決められた場所に集められたり、目につきやすい道路脇に移転したりしたため、よく目にする石造物もあるのではないだろうか。

これらの石造物の中で、「庚申」という文字が刻まれた石碑を目にすることがありませんか。

この石碑は庚申信仰の跡で、村内には数多くの庚申信仰の石碑が残っています。

今回の特集では、この村内の庚申信仰の石碑をご紹介します。

庚申塔の種類

庚申塔は大別すると「石祠」「像塔」「文字塔」の3種類があります。

石祠はその名の通り石の祠となっており、庚申塔としては珍しい部類にあたります。

像塔は青面金剛像や猿田彦大神像、帝釈天像などが彫られた彫像様式のもので、江戸時代後期には庚申信仰の本尊が青面金剛像に統一されたため、青面金剛像が最も多くみられます。また、猿が庚申信仰の使いとして考えられていたことから猿や、夜明けを告げるとされる鶏が彫られる例も多く見られます。

文字塔は「庚申」や「庚申塔」「庚申供養」等、様々な文字が刻まれたもので、日本全国で最も多くみられる庚申塔です。村内においても庚申塔の大部分が文字塔です。これは一般的に費用の関係から安価に建立できる文字塔を建立することが多かったからだと考えられています。

庚申塔の成り立ち

村内でよく見られる「庚申」の文字が彫られた石碑等、庚申信仰の石造物は庚申塔と呼ばれます。

庚申塔は庚申信仰の中で、どのような形で建立されるようになったのでしょうか。

道教の教えは平安時代に日本に入ってきたとされ、貴族や宮中のあいだで信仰が行われていたと考えられています。このころの庚申信仰には本尊の礼拝や宗教的儀礼がなかったことから庚申塔の建立はありませんでした。室町時

庚申信仰とは

「庚申信仰」とは、日本各地で最も広くみられる信仰で、庚申の日の夜を眠らせずに過ごし、健康長寿を願います。

庚申信仰は、古くは中国の道教の信仰が大本となっており、日本には平安時代に入ってきたとされています。道教の信仰によると、60日に一度めぐってくる干支（十干十二支）の庚と申の合わる庚申の日に眠ると、三戸の虫（人間の体内いると考えられた虫）が人間の体から抜け出し、天帝に宿主の罪悪を告げてしまい、罪悪を知った天帝は、宿主を早死にさせてしまうと伝えられています。このため、庚申の日には当番の家に集まり、青面金剛（庚申信仰の本尊とされる）を祀り、花、団子、菓子、線香などを供え、飲食をともにしたり、般若心経や庚申心経を唱えたりしながら長い夜を明かし、三戸の虫が天に昇る機会を与えないようにしました。

庚申年に建立された塔



1740年 (中新田区)



1860年 (ハッ手区)



1920年 (弘沢区)



1980年 (大久保区)



文字塔



像塔



石祠

室内区

文字塔 (最古の塔)



▶ **場所:** 室内公園西
▶ **形態:** 角柱
▶ **建立年:** 元禄14年 (1701年)
▶ **銘文:** 奉供養為沸果○○○
音、南無、庚申等
角柱型の文字塔。下部に二鶏の陽刻がみられる。

柳沢区

像塔 (最古の塔)



▶ **場所:** 柳沢公民館前
▶ **形態:** 光背型、半肉彫
▶ **建立年:** 元禄14年 (1701年)
▶ **銘文:** 辛巳十一月吉日
青面金剛像が彫られた像塔。像の下部に一猿と一鶏の陽刻がみられる。村内で最も古い塔。

大久保区

石祠



▶ **場所:** 日吉神社境内
▶ **形態:** 流造
▶ **建立年:** 寛政12年 (1800年)
▶ **銘文:** 庚申二月日等
流造の石祠。庚申年にあたる1800年に建立されている。庚申塔としては大変珍しい。

柏木区

文字塔



▶ **場所:** 柏手社東の墓地脇
▶ **形態:** 面平加工
▶ **建立年:** 大正9年 (1920年)
▶ **銘文:** 庚申
庚申と刻まれた文字塔。庚申年にあたる1920年に建立されている。

上里区

文字塔



▶ **場所:** 上里公民館
▶ **形態:** 自然石
▶ **建立年:** 昭和55年 (1980年)
▶ **銘文:** 庚申
庚申と刻まれた文字塔。庚申年にあたる1980年に建立されている。

払沢区

文字塔



▶ **場所:** 臥竜遺跡 入口
▶ **形態:** 自然石
▶ **建立年:** 万延元年 (1860年)
▶ **銘文:** 庚申
庚申と刻まれた文字塔。庚申年にあたる1860年に建立されている。

この機会に村内の石造物を観察し、歴史にふれてみてはいかがでしょうか。

文字塔において「庚申」の文字の他に「二十三夜」等、他の信仰をうかがわせる銘文が刻まれ、他の信仰と融合したと考えられる塔や「右善光寺」「左諏訪道」と刻まれ、道しるべ(道標)と融合したと考えられる塔が村内に複数確認されています。

村内で建立された年が分かる庚申塔の中で最も古いものは、江戸時代にあたる元禄十四年(1701年)に建てられたもので、柳沢区の像塔と室内区の文字塔があります。

石祠の庚申塔は一般に珍しいとされており、大久保区に3基あります(庚申塔ではないという説もあります)。村内では他に例がなく、また、諏訪地方でも珍しく珍奇とされています。

像塔は村内に5基が確認されています。多くは青面金剛を主尊に猿、鶏、月日を組み合わせた彫像です。

村内の約80%が文字塔で、各地区で見られます。大部分を占めることから、村内で「庚申」の文字が彫られた石碑をよく目にする理由がわかります。

村内には約60基の庚申塔が存在しています。これらの多くが文字塔ですが、像塔や石祠、庚申塔と道しるべ(道標)が組み合わせられた塔等、多くの種類が見られます。

ハッ手区

文字塔 (融合した塔)



▶ **場所:** 県農事試験場東
▶ **形態:** 自然石
▶ **建立年:** 寛政12年 (1800年)
▶ **銘文:** 庚申、右江戸道、左山道
庚申の他に右江戸道、左山道と刻まれ、道しるべ(道標)との融合がみられる。

菖蒲沢区

文字塔 (融合した塔)



▶ **場所:** からかさ松
▶ **形態:** 自然石、面平加工
▶ **建立年:** 不明
▶ **銘文:** 庚申、右善光寺道、左上諏訪道
庚申の他に右善光寺と刻まれ、道しるべ(道標)との融合がみられる。

柳沢区

文字塔 (融合した塔)



▶ **場所:** 柳沢公民館前
▶ **形態:** 自然石
▶ **建立年:** 宝暦10年 (1760年)
▶ **銘文:** 庚申、二十三夜供養塔、年沸等
庚申の他に二十三夜が刻まれ、月待行事との融合がみられる。

菖蒲沢区

像塔



▶ **場所:** 菖蒲沢公民館入口
▶ **形態:** 光背型、半肉彫
▶ **建立年:** 天明6年 (1786年)
▶ **銘文:** 七月日講中
青面金剛像が彫られた像塔。像の上部に日と月、下部に三猿の陽刻がみられる。

中新田区

像塔



▶ **場所:** 庚申森
▶ **形態:** 自然石、半肉彫
▶ **建立年:** 不明
▶ **銘文:** 庚申吉日
青面金剛像が彫られた像塔。像の上部に日と月の陽刻が見られる。

中新田区

像塔



▶ **場所:** 庚申森
▶ **形態:** 光背型、半肉彫
▶ **建立年:** 不明
▶ **銘文:** なし
青面金剛像が彫られた像塔。像の下部に二猿と二鶏の陽刻他、彩色の跡がみられる。

参考: 「原村誌」上・下 編集・発行(原村・1975/1993)
「原村の石造文化財」～ふるさとの心を巡って～ 編集・発行(原村教育委員会・2016)
「日本石仏辞典」庚申懇話会編 編集・発行(庚申懇話会・1980)
「日本の石仏」1995No.73春 編集・発行(日本石仏協会・1995)

平成30年度農政補助事業

村では、高齢化などによる農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農産物の品質向上や生産者の負担軽減対策、農業生産にかかわる環境への配慮、有害鳥獣被害対策など、農業振興を図ることを目的に、次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

昨年度から内容が変更となりました

有機栽培産地確立事業

有機栽培を促進し、環境に配慮した農業経営を目指すとともに、有機野菜栽培地としての地位を確立するため、村内で生産されたバラ堆肥の購入費及び運搬・散布費の一部を補助します。

▶**対象資材**：堆肥費及び堆肥の運搬・散布費（堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象）

▶**補助率**：購入費などの25%以内
※平成29年度までの補助率30%以内から5%引き下げました

▶**申請方法**：交付申請書、実績報告書（領収書等を添付）を農政係へ提出
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

農業後継者育成事業

既存農家の担い手確保を目的に、次の要件に該当する農業後継者に補助金を交付します。

- ①認定農業者の後継者として就農した方
- ②村内に住所を有する親元就農者等で、村内で農業経営を行う方
- ③平成24年4月以降に就農し、就農日における年齢が45歳未満の方
- ④前年度の年間農業従事日数が村内で200日以上である方
- ⑤前年の合計所得金額が250万円未満の方

※この他にも要件がありますので、農政係までお問い合わせください。

▶**補助金額**：20万円（1回のみ）

▶**申請方法**：交付申請書、営農計画書、前年度農作業日誌、前年の所得証明の写し、住民票の写しを農政係へ提出

野菜花卉作期拡大事業

野菜花卉の作期拡大と品質向上を目的に、パイプハウス、被覆材等の導入を進め、購入費の一部を補助します。

▶**対象資材**：パイプハウス、被覆材
▶**補助率**：1平方メートルあたり4,000円を上限に購入費の20%以内

▶**申請方法**：交付申請書、実績報告書（領収書等を添付）を農政係へ提出
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

高温障害対策事業

高原野菜やスターチスなどの農産物を夏場の高温障害から保護し、産地としての地盤をより確立するための資材購入費の一部を補助します。

▶**対象資材**：遮光シート等
▶**補助率**：購入費の10%以内
▶**申請方法**：交付申請書、実績報告書（領収書等を添付）を農政係へ提出
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家などに対し補助金を交付します。

▶**補助率**：借受農地面積10aあたり3,000円

▶**申請方法**：対象者に交付申請書を郵送、担当地区の農業委員または推進委員の確認を受け農業委員会へ提出

有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

▶**対象資材**：防護柵、防護ネットなど
▶**補助率**：購入費の30%以内
▶**申請方法**：交付申請書、実績報告書（領収書等を添付）を農政係へ提出
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため、利子助成金を交付します。

▶**補助率**：各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条例で定める率
▶**申請方法**：金融機関または農政係へご相談ください

農業近代化金融利子補給事業

農業者などの農業経営の近代化を推進するのに必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

▶**補助率**：融資に係る利子の1%以内
▶**申請方法**：金融機関または農政係へご相談ください

お知らせ

平成31年度以降の農政補助事業について、今年度見直しを実施します。内容が変更となった場合は、広報等でご案内します。

各事業の詳細については、お問い合わせください 問 農林課 農政係 ☎79-7931（直通）

職員人事異動

4月1日付で行われた村人事異動の内容をお知らせします。（）内は前職。

退職職員	派遣職員	係	係長	新規採用職員
平林とし美 （教育課文化財係） 平成30年3月31日付	諏訪中央病院 農林課 農政係 長野県 長岡真実 （総務課企画振興係） 派遣終了	建設水道課 環境係 保健福祉課 保育園 総務課企画振興係 保健福祉課 医療給付係 建設水道課 環境係 住民財務課 財政係 教育課 図書係 教育課 総務・学校教育係	清水秀章 （議事事務局係長） 伊藤高誠 （住民財務課 住民係長） 行田淳一 （教育課社会体育係長兼社会体育館長） 五味武彦 （会計室 会計係長） 齊藤達生 （教育課生涯学習係長兼中央公民館長）	小池 雄大 建設水道課 上下水道係 平出 真結香 保健福祉課 社会福祉係 中澤 璃帆 保健福祉課 健康づくり係 小池 悠斗 保健福祉課 健康づくり係
牛山みふき （教育課図書係） 平成30年3月31日付	舟橋岳示 （保健福祉課健康づくり係） 派遣終了 原雅美 （長野県） 林成美 （建設水道課健康づくり係） 長尾泰源 （建設水道課環境係） 今井田ゆう （保健福祉課保育園）	石川美樹 （長野県地方税滞納整理機構） 平出由希子 （保健福祉課 社会福祉係） 阿部祐子 （長野県諏訪地域振興局企画振興課） 清水大史 （農林課 農政係） 小池秀治 （建設水道課 上下水道係） 三井洋一 （教育課 総務・学校教育係） 行田裕貴 （建設水道課 環境係） 研修派遣 林成美 （保健福祉課 健康づくり係） 長尾泰源 （建設水道課 環境係） 今井田ゆう （保健福祉課 保育園）		

問 総務課総務係 ☎79-2111

■受験資格

職種及び採用予定人員	試験区分	受験資格	住所要件
一般職（事務） 3名程度	上級 中級	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学又は短大（又は同等の学校）卒業若しくは来春卒業見込みの人	採用後は原村に住所を有すること
一般職（保育士） 1名程度	上級 中級	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学又は短大（又は同等の学校）卒業若しくは来春卒業見込みの人・保育士の資格を有する又は来春資格取得見込みの人	同上（ただし、単身者以外の方は、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、北杜市のいずれかの市町でも可とする）

原村職員の募集
平成31年4月採用の原村職員を募集します。
■受検願書受付期間…6月1日（金）～6月20日（木）まで
■第1次試験…7月22日（日）
■その他…詳しくは、村ホームページをご覧ください。

人づくり事業 研修報告

ドイツ・スイスの農業視察 視察団員代表 小島幸夫

ドイツ農業の考察

視察場所…バイエルン州 (ミュンヘン・ディートラ ムスツェル)、リュエデス ハイム(ワインの町)他
ドイツは、EUの中ではフランスに次ぐ農業大国で、自給率は約90% (日本は約40%)です。視察見学した南部バイエルンは、北東部より農家規模が小さく、平均面積は32ha (ドイツ全体は58ha)、うち50%が20ha未満の農家です。小麦、ライ麦、馬鈴薯、テンサイなどの作付が40%で、60%は牧草地等です。また、家畜を飼育している混合農家が74%と多く、兼業農家も59%と多かったです。工業国ドイツの安定した雇用があることと、観光面で農家民宿、レストラン、直売、乗馬



▲リュエデスハイムのぶどう農場 ▲ミュンヘンの野菜市場

スイス農業の考察

視察場所…ツェルマツト、ジュネーブ
スイスの国土は九州と同じく高い面積で、国土の4割は標高1,300mを超え、農業は放牧を中心とする山岳農業の国です。平均農地面積は15ha (うち借地6ha)で、農産品の大部分は国内向けであり、自給率は約49%です。農業収入に占める補助金の割合は、世界最高水準です。
スイスは、観光が国益の中心であり、美しい農山村風景と文化保護がスイスの文化そのものである。農業の保護は文化の保護という理解があり、手厚い保護を受けています。
ツェルマツトは、マッターホルンの下、標高1,620mに位置する観光の町です。その美しい自然景観を



▲ツェルマツトの町 ▲古い農家

守るため、徹底した環境保全で、町にはガソリン車等が乗り入れできないため、電気自動車やホテル等の送迎、荷物運搬、タクシーとして利用されています。また、馬車も使われています。町中はまるで日本の歩行者天国のようでした。住人の自家用車は離れた郊外の駐車場にあるとのことです。また、ツェルマツトの街中の視察見学では、500年前の農家や家畜小屋などがあり、観光目的に使われていました。山岳博物館には、古い農家や生活の様子が展示されていました。

人づくり事業補助金

「原村人づくり事業補助金」とは、各産業・文化等の先進地の視察研修等を行い、知識と技術の見聞を広め、村内産業の発展と国際化、及び、国際感覚豊かな人材育成を図ることを趣旨とした補助金です。

補助金の額

対象経費(宿泊費と交通費で飲食費等は対象外)の1/2以内
限度額…国外10万円、県外3万円、県内1万円

申請方法

実施日の1ヶ月前までに計画書を総務課企画振興係へご提出ください。

※交付対象及び交付条件等、詳しくは、総務課企画振興係までお問い合わせください。

問 総務課企画振興係

079-7922

美しい村づくりに関する 報告と提言

原村美しい村づくり推進委員会 委員長 松下浩史

美しい村とは

原村美しい村づくり推進委員会は、この3月末、2年間の任期が満了となりました。これらのまとめとして、推進委員会は、これまでの事業や検討事項の報告と提言を村に対して行いました。ここでは、紙面の都合上内容を抜粋してお伝えします。

事業報告

○講演会

「美しい村なんだって、原村は」と題して2回の講演会を実施。
平成28年度「フランスの農村・くらし・文化から学ぶ」大島順子さん
平成29年度「夢をあきらめないで」小口良平さん



▲講演会の様子

①環境・景観を守ることが重要で、景観条例策定を早急に進めるべきである。
②原村の景観は農家の普段の営みの中で生まれたものであり、稼げる農家対策が自然と美しい村に繋がる。
③「日本で最も美しい村」連合の理念の一つである自立した村を目指すため、企業誘致や新規事業による若者の雇用創出が移住・人口対策になり、自立した村づくりに繋がる。

提言

○美しい村を残すために

残すためには遺産を明確化する必要がある。遺産の選定においては、平成28年度のワークショップの結果をまとめた「原村の美しいところ、美しくないところ」(冊子)

のまとめとして、残したい遺産を視覚化するために「原村100景」というような形でマップに落とし込んでいき、その後も継続して更新していくことを提案したい。
○今ある姿を残すために
現在の原村の姿は、長年農村としての住民の自然の営みの中で培われてきたものである。

しかし、時代の変化とともにその姿が変わってしまう可能性は高まってきている。農業が形成してきた景観が後継者不足などの理由でその形を変えてしまう可能性、近年では野立ての太陽光発電施設や携帯電話基地局など今までのなかった開発行為も活発になり、それによる環境や景観の変化を不安視する声もある。美しい景観を残すために新たなゾーニングが必要である。

また、合意形成のなされていない景観に対する基準を作り、合意形成を図りながら景観条例の早期策定が必要不可欠である。更には、農業や経済対策も美しい村づくりのために重要となる。